

松浦市監査委員公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月22日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 谷口 一星

令和5年度（後期）定期監査結果報告

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 建設課 都市計画課 福島診療所 鷹島診療所 農林課 長寿介護課
子育て・こども課 福祉事務所 健康ほけん課
- 3 監査の期間 令和5年10月2日から122日間

4 監査の範囲及び方法

監査の実施にあたっては、松浦市監査基準に基づき、令和4年度における財務に関する事務の執行等が、法令等に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合し、必要に応じて担当職員からの説明を聴取するなどの方法により行った。

【共通事項】

- (1) 使用料・手数料に係る収入事務
- (2) 旅費事務
- (3) 補助金事務
- (4) 委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る随意契約事務
- (5) 行政財産目的外使用許可状況
- (6) 公印、現金、金券等保管状況

【個別事項】

- (1) 道路・準用河川・法定外公共物占用許可状況（建設課）
- (2) 雨水幹線・屋外広告物許可状況（都市計画課）
- (3) 農道占用許可状況（農林課）

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (3) 調定及び納付書等は適正に作成されているか。
- (4) 契約書等関係書類は整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (5) 随意契約における理由及び見積徴取は適正か。また1者特命随意契約の合理性は明確になっているか。
- (6) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (7) 補助金額等は関係例規又は合理的な基準に基づいているか。

6 監査の結果

1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、概ね適正に行われていると認められるが、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した事項については、必要な措置を講じるとともに、軽微な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の

執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 旅費事務

【指導事項】

ア 旅行諸費を支出しているもので出張命令書に出発・帰着時刻の記入と命令権者の確認印がないものがあった。会計事務の手引きに基づき処理されたい。

(都市計画課・健康ほけん課)

イ 実費弁償の支出において、出張命令書等の備考欄に松浦市実費弁償条例に規定する根拠の記載がなかった。会計事務の手引きに基づき処理されたい。

(都市計画課)

ウ 出張者の所属部署と予算執行課が異なる場合の出張命令書命令欄への押印の処理が異なるものがあった。会計事務の手引きに基づき処理されたい。

(健康ほけん課)

(2) 補助金事務

【指摘事項】

ア 松浦市事務決裁規程別表において、1件50万円を越え200万円までの補助金交付決定は総務課長、1件200万円を越え500万円までの補助金交付決定は副市長の専決事項とされているが、所属長の専決事項として処理されていたものがあった。

(長寿介護課・農林課)

イ 補助金の交付決定通知日が交付決定の決裁日より前の日付となっているものがあった。

(農林課)

【指導事項】

ア 補助金の交付に関して、年度途中で交付要綱の一部改正があっているにもかかわらず、改正前の様式を使用しているものがあった。

(都市計画課)

イ 補助金の変更交付申請に関して、交付要綱に定めのない様式を使用しているものがあった。

(農林課)

ウ 松浦市文書管理規程第12条で、到達文書の処理として受付日付印を押すこととされているが、受理した補助金の交付申請書等に受付日付印がないものがあった。

(農林課)

エ 補助金の交付申請書添付書類への記入が鉛筆書きのままとなっているものが見受けられた。

(農林課)

オ 申請者に交付すべき補助金の交付決定通知書及び確定通知書が担当課で保管されているものがあった。

(健康ほけん課)

(3) 委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る随意契約事務

【指摘事項】

ア 契約手続について、年間の支出見込額で判断すべきところ、月額又は1回あたりの金額で判断し、所属長の専決事項として処理されているものがあった。

(健康ほけん課)

イ 長期継続契約に係る契約手続について、契約期間全体の総額で判断し処理すべきところ、契約初年度の契約金額により所属長の専決事項として処理されているものがあった。

(長寿介護課・建設課)

ウ 複数の会計年度をまたぐ契約を締結しているもので、債務負担行為の設定がなく、契約書にも「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の解除条項が付されていないものがあった。

(福島診療所・建設課)

エ 松浦市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則に規定されていない物品を借り入れる契約を長期継続契約により締結しているものがあった。

(福島診療所)

オ 毎年年度ごとに契約を締結しているもので、契約書に自動更新条項が入っているものがあった。地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定されており、後年度予算の裏付けがない契約において、自動更新条項を設けることはできないこととなっていることから、関係法令等に基づいて処理されたい。

(福島診療所・鷹島診療所)

カ 新年度の初日から開始される業務委託契約に係る見積合わせが年度開始前に行われていたものがあった。契約の準備行為として見積書を徴することは差し支えないと考えられるが、見積合わせは支出負担行為の一連の手続きであり予算執行に含まれると解されることから、新年度において速やかに事務処理を行う、又は旧年度において債務負担行為を設定し契約を締結するよう処理されたい。

(鷹島診療所・福島診療所・長寿介護課・子育て・こども課)

キ 契約書に収入印紙の貼付漏れや印紙税額の誤りと思われるものが見受けられた。

印紙税の課税文書に該当するかどうかについては個々の契約内容に照らして判断し、必要に応じて所轄税務署へも確認を行い、相手方に対して印紙税法を遵守するよう指導されたい。

(都市計画課・福島診療所・農林課・福祉事務所)

ク 契約に際し徴した見積書の日付が、契約締結日より後の日付になっているものが保管されていた。

(福島診療所)

ケ 文書管理システムで作成した契約締結伺の起案日及び決裁日を手書きで訂正しているものがあった。

(都市計画課)

コ 契約締結日が契約締結伺の起案日より前の日付となっているものがあった。

(農林課・長寿介護課)

サ 契約書の記名押印欄の受注者の表記及び印影が誤っているものがあった。

(鷹島診療所)

シ 松浦市財務規則第96条第1項で、「監督の職務を行う職員は、原則として検査を行う職員と兼ねることができない。」と定めているが、監督職員が検査員を兼ねているものがあった。

(農林課・鷹島診療所)

ス 業務の完了通知書の受理日より前の日付で検査調書を作成しているものがあった。

(農林課)

セ 業務委託の検査調書において、完成金額が誤っているものがあった。

(農林課)

ソ 業務委託完了後の検査が必要であるにもかかわらず、検査員を指定せず、検査調書が作成されていないものがあった。

(福祉事務所・鷹島診療所)

タ 業務完了後の検査において、検査下命を受けた職員以外の者が検査を行っているものがあった。

(健康ほけん課)

チ 業務完了後の検査調書は作成されているが、検査下命の決裁がないものがあった。

(健康ほけん課)

ツ 検査調書の作成日が検査下命の決裁日より前の日付となっているものがあった。

(子育て・こども課)

テ 修繕に係る契約で、契約締結伺の決裁日が契約締結日より後の日付になっているものがあった。

(農林課)

ト 一体性がある修繕について、合理的な理由がなく分割して随意契約により発注したものがあつた。

(福島診療所)

【指導事項】

ア 随意契約理由に係る適用条項を誤っているものがあつた。

(健康ほけん課・都市計画課・福島診療所・子育て・こども課
農林課・鷹島診療所・長寿介護課・福祉事務所)

イ 契約手続に係る実施伺、契約締結伺が保管されていないものがあつた。

(福島診療所・農林課)

ウ 契約に際し見積書の提出を依頼しているが、見積書が保管されていないものがあつた。

(福島診療所・鷹島診療所)

エ 実施伺に選定理由や見積書を徴さない理由の記載のないものがあつた。

(鷹島診療所・都市計画課)

オ 契約書の日付が空欄となっているものがあつた。

(農林課)

カ 契約書が複数枚になるもので、袋綴じや契印の処理が行われていないものがあつた。

(鷹島診療所・福島診療所・農林課)

キ 修繕に際し徴取した見積書について、日付が鉛筆書き又は空欄となっていたものがあつた。

(都市計画課・福島診療所)

ク 修繕に際し徴取した見積書について、原本が保管されていないものがあつた。

(都市計画課・福島診療所)

ケ 修繕に係る請書の日付が履行期間より後の日付になっているものがあつた。

(農林課)

コ 修繕完了後の検査調書は作成されているが、履行前後の写真がないものがあつた。

(福島診療所)

(4) 行政財産目的外使用許可状況

【指摘事項】

ア 許可書の交付日が許可の決裁日より前の日付になっているものがあつた。

(都市計画課)

イ 松浦市財務規則第109条において、新たに使用許可をしようとするときは、市長の決裁を受けなければならないと規定されているが、市長の決裁を受けていないものがあった。

(都市計画課)

ウ 松浦市財務規則第109条において、使用許可を更新しようとするときは、会計課管財係に合議すると規定されているが、合議がなされていないものがあった。

(都市計画課・鷹島診療所)

エ 使用許可書に指令番号でない番号が付されているものや、番号が付されていないものがあった。

(福島診療所)

【指導事項】

使用許可手続において、決裁文書に許可の根拠等の記載がないものがあった。

(都市計画課)

(5) 公印、現金、金券等保管状況

【指摘事項】

釣銭の保管について、その保管に係る釣銭準備金の額と、会計課の貸出額とに不一致が認められた。

(福島診療所)

【個別事項】

【指摘事項】

雨水幹線の占用許可手続において、許可証の交付日が許可の決裁日より前の日付となっているものがあった。

(都市計画課)

【指導事項】

雨水幹線の占用許可手続において、決裁文書に許可の根拠等の記載がないものがあった。

(都市計画課)